高齢者（満 75 才以上）一人暮らし世帯
および　生活保護世帯の区費減免について

三好上行政区規約の内規】に下記のように定めております。

該当する方で手続きをされていない場合は

年齢がわかるものと認印をお持ちになり、三好上行政区事務所（三好上公民館）

窓口にてお手続きください。

記

（１） 区費減免該当者

① 満 75 才以上で単身世帯の方（今年 75 歳になられる方はお誕生月の 1 か月前から受付します）

② 生活保護世帯

（２） 区費の金額（半額になります）

月額　５００円　（1 期 3 ヶ月　１，５００円）

世帯表を提出の上申請ください。申請された次の期からの適用となります。

また、既に提出されて適用を受けている方は、手続きの必要はありません。